

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 追徴課税処分法令違反税返還請求上告事件

国側当事者・国ほか

令和2年3月17日棄却・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和元年9月19日判決、本資料269号-92・順号13315)

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成31年2月20日判決、本資料269号-20・順号13243)

## 決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	江森 久子
被上告人	たつの市
同代表者市長	山本 実
同訴訟代理人弁護士	藤田 和也ほか

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

### 第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和2年3月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴